

特別支援学級の設置について

平成20年4月1日から以下のとおり、中学校1校、小学校1校に特別支援学級を設置する。

1. 御所見中学校

設置理由

現在、御所見・遠藤ブロックには中学校特別支援学級が設置されていないため、御所見・遠藤地区の特別支援学級在籍者は、バスまたは自家用車により長後中、湘南台中へ通っている。(表1)

また、長後中、湘南台中の特別支援学級においては、生徒数が10人を超えており、今後もこの状態が続くことが予想されることから、より居住地に近い特別支援学級に通学できるようにするため、御所見中学校に特別支援学級を設置する。

設置する特別支援学級

知的障害学級：1クラス

情緒障害学級：1クラス

表1：御所見・遠藤地区の特別支援学級在籍者（中学生）の状況

居住地学区	在籍特学	通学方法
御所見中学校	長後中・知的	バス
	長後中・知的	バス
秋葉台中学校	湘南台中・知的	バス・徒歩
	長後中・情緒	自家用車
	湘南台中・情緒	バス・徒歩

2. 市立小学校

提案理由

市内小学校に、弱視のため拡大教科書を使用している児童が在籍している。

現在、入学時より視野の狭窄や視力の低下といった症状が進行しており、弱視の程度に応じた学習や安全な学校生活を保障することが必要となっている。このため、弱視児のための特別支援学級を設置する。

設置する特別支援学級

弱視学級：1クラス

参 考

学校教育法 抜粋

第81条第2号 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 1 知的障害者
- 2 肢体不自由者
- 3 身体虚弱者
- 4 弱視者
- 5 難聴者
- 6 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの